市住ニュース さっぽろ

■発 行 ／一般財団法人
札幌市住宅管理公社
■住 所 ／〒060-0001
札幌市中央区北1条西2丁目9
オーク札幌ビル
■電 話 ／211-3381
■FAX ／221-4438
■URL ／https://s-j-k.or.jp/
［年6回隔月発行・無料配布］

第242号
令和元年9月号

INDEX

● 緊急連絡先届の提出について
● 防災特集
● 住宅防火いのちを守る7つのポイント
● 家賃の減免を希望される方へ

（一財）札幌市住宅管理公社のホームページアドレスです！ https://s-j-k.or.jp/

緊急連絡先届の提出について

（一人世帯／清田・南区内の団地、厚別区のうち もみじ台団地にお住まいの方）

近時、市営住宅にお一人でお住まいの方に連絡が取れないなど、安否を心配するお問い合わせが増えてきております。このような場合、札幌市住宅管理担当課及び住宅管理公社では、過去にご提出いただいた緊急連絡先や連帯保証人に連絡して対応しております。

しかしながら、緊急連絡先の電話番号の変更等により、緊急時に連絡が取れず、迅速な対応ができない事態も発生しております。

そのため、緊急連絡先を改めて届け出ていただくこととしましたので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【対象者】
市営住宅にお一人でお住まいの方
※　今年度は清田・南区内の団地、厚別区のうち もみじ台団地が対象です。他の市営住宅は来年度以降実施予定です。

【提出方法】
①公社または担当集会所・管理人まで持参
②返信用封筒により郵送
（郵便切手を貼る必要はありません）

【提出期日】
令和元年10月31日（木）

※　上記対象（清田・南区内の団地、厚別区のうち もみじ台団地）の方で、令和元年９月３０日になっても緊急連絡先届の用紙が配布されない場合は、管理人または住宅管理公社へお知らせください。
また、同居者がいる世帯でもご心配な方は、緊急連絡先を届け出ることができますので、お知らせください。

※　平成３０年度以降に緊急連絡先届の提出をお済みの方については、今回はご提出不要です。

● **上記対象の市営住宅以外で、未提出の方や緊急連絡先を変更する方についても、随時、受付しております。緊急連絡先届用紙は集会所管理人にお問い合わせいただき、記入後は集会所管理人へ提出または住宅管理公社へ郵送で提出してください。**

お問い合わせ先　（一財）札幌市住宅管理公社　管理課 管理係　☎211-3385

防災特集

日本は地震大国であるため、世界有数の厳しい耐震基準をもつ国であり、自然災害を想定したまちづくりを進めている国でもありますが、いかに万全と思われる備えをしても、自然の脅威に対して万全はありえません。

自然災害は、いつどこで起きるか誰にも予測ができませんので、万が一の時に備えて、ご家族が非常時に集合する場所を決めておいたり、非常食等を買い置きしたりするなど、日頃から自然災害に備えておくことが大切です。

毎年９月１日は『 防災の日 』です。各地域・各団地では、自然災害に備えて防災訓練が行われております。

地震

日頃の心得

- 札幌市指定の避難場所等を確認し、家族の集合場所を決めておく。
- 食器棚や扉に金具、食器の下には滑り止めのマットなどを敷き、食器が飛び出さないような工夫をする。
- 家具を、転倒防止金具などで固定する。
- 懐中電灯、スリッパなどを枕元に置いておく（ガラスや食器破片が散乱し、裸足の避難は困難）。
- 通勤先にスニーカーを用意しておく（特にハイヒール等で通勤している女性）。

地震が発生したら…

- 「火を消せ！」と声を掛け合い、火を消し、ガスの元栓を閉める。
- 丈夫な机の下などにもぐり、身を守る。
- ガラスや食器の破片が散乱したら、スリッパや靴を履く。
- ドアや窓を開ける。
- エレベータに乗っていたら、全ての階床ボタンを押し、止まった階ですぐ降りる。

避難するとき

- ガスの元栓や暖房機器をもう一度確認する。
- 非常持ち出し袋を持ち、帽子やヘルメットを身に付ける。
- ベランダや玄関等の避難経路を確保する。
- エレベータを使わずに避難する。
- 車では避難しない。
- けが人に声を掛け、みんなで助け合う。

台風

台風が接近したら…

- 気象情報に注意し風水害に備える。
- 住宅周りの排水を良くする。
- 浸水の恐れがある地域では、浸水しては困る物は高い所に移しておく。
- 風で飛ばされる物は、ベランダに置かない。
- 強風のときは、火災を起こさないよう火の元に注意する。
- 住居付近の危険箇所や避難場所等を確認しておく。

台風が発生する季節になりました。直接、北海道に台風が上陸することは少ないですが、温帯低気圧は多量の雨を降らせます。

排水溝・雨水桝の清掃を！

今年は、全国各地で大雨に見舞われ、甚大な被害をもたらしております。「私達の地域は大丈夫！」と油断していませんか？　自然災害に対しては、『油断大敵』です。ちょっと油断した結果、大きな被害に巻き込まれてしまうこともありえます。

団地内には、雨水を下水桝まで導くために、アプローチ側溝や駐車場排水溝・雨水桝等が敷設されています。そこには、意外とゴミや泥、落ち葉、小枝などが溜っていたり、草が生い茂っていて雨水の流れを悪くしている箇所があるものです。

日頃の定期的な点検・清掃が、いざという時に大きな効果を発揮します。今一度、排水施設の総点検と清掃を行いましょう。

ベランダの排水目皿の清掃も忘れずに！

ベランダの排水目皿にゴミなどが詰まっていませんか？これを放置しておくと雨水が流れず、ベランダに溜まってしまいます。排水目皿の点検・清掃を行いましょう。また、排水目皿の上に箱などを置かないようにしましょう。

災害に備えて避難経路の確保を！

ベランダは地震や火災の時の大切な避難経路です。

市営住宅はもしもの場合に備えて、２方向に避難できる構造になっており、隣との間の仕切り板を打ち破って避難できるように作られています。また中高層住宅では避難用ハシゴが設置されていて、階下に避難できるようになっています。

個人で使用できるベランダですが、緊急時の避難経路に指定されている共用スペースでもありますので、日頃から避難経路であることを心得て、ベランダには物を置かないようにしましょう。

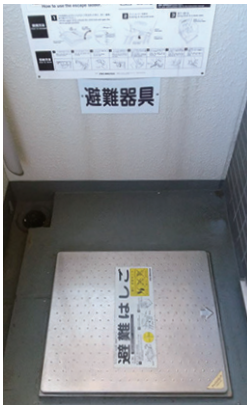

ガスコンロ、正しく使っていますか？

ガスコンロ周りは、火災を起こす可能性が高い場所でもあるので、コンロの周りを一度点検してみましょう。

- コンロのまわりに物を置かない。
- コンロから離れるときは必ず火を消す。
- コンロに衣服を近づけない。
- 天ぷら油の加熱に注意する。
- 古くなったガスホースは使わない。
- 鍋の空だきに注意する。

最後に

火災を防ぐために必要な３つの「Ｓ」があります。

「Ｓ」とは、「整理」・「整頓」・「清掃」の頭文字をとったものですが、これがおろそかになっている所では火災が発生しやすいです。

みなさんも、日頃からこの３つの「Ｓ」を心がけていただくようお願いいたします。

２０１９年度　全国統一防火標語

ひとつずつ いいね！で確認 火の用心

住宅防火いのちを守る7つのポイント

出典：消防庁ホームページ（http://www.fdma.go.jp/）

家賃の減免を希望される方へ

家賃の支払いが困難な方は、条件によっては家賃減免になる場合があります。新たに家賃減免を希望される方は、住宅管理公社又は集会所で、希望される月の末日までに申請してください。

※　減免中の方は、減免期間が終了する時に、新たな申請が必要となりますのでご注意ください。

お問い合わせ先

（一財）札幌市住宅管理公社
業務課 家賃係

☎211-2355

住宅管理公社（中央区北1条西2丁目オーク札幌ビル1階）の窓口時間延長のお知らせ

家賃減免申請に関しては、通常午後5時15分で終了いたしますが、10月25日（金）、28日（月）、29日（火）、30日（水）、31日（木）の5日間は、**午後7時まで延長して受付しております**ので、日中の手続きが難しい方はどうぞご利用ください。

※　午前8時45分から午後7時までにご来社ください。